

令和2年度 対馬市創業等支援事業補助金 (人材育成支援事業以外)

【募集要領】

【募集期間】

令和2年7月31日まで

※地域経済循環創造事業は随時受け付けております

【申込先及び問い合わせ先】

〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地

対馬市役所 しまづくり推進部 しまの力創生課

電話：0920-53-6111

創業、起業や事業拡大等の補助金に関する相談は、いつでも受け付けています。

「新たに事業を始めたい」「新商品を開発したい」「新たな分野に進出したい」など、お気軽にしまの力創生課までご相談ください。

対馬市

1. 補助金の目的

地域資源の活用や雇用の創出、労働力の確保等、市内の産業振興を図るため、新規の創業・起業や新たな分野への取り組み等に対し補助金を交付し、創業や事業拡大等への支援を行います。

2. 補助金の内容等

補助事業名	補助対象となる事業	補助対象者	補助の要件
地域経済循環創造事業	地域資源を活用した先進的、持続的な事業で、金融機関から補助金額と同額以上の融資があり、かつ新規の雇用がある事業	市内に事業所等を有し、又は設けようとする個人、法人、団体等で総務省委託に定める交付金の対象となる事業を行う者	次の要件を全て満たすこと ①地域の金融機関から補助金額と同額以上の融資がある ②地域資源を活用する ③新規の雇用がある
※国の審査を要します。応募期限に関わらず随時受付しております。			
創業支援事業	新規の創業・起業を行う事業	市内に事業所を設けようとする個人、法人、団体等	地域資源の活用や地域課題の解決に資する創業・起業であること
事業拡大支援事業	既に事業を行っている事業者が、新分野への進出、新商品の開発・販売、販路の拡大等を行う事業	市内に住所を置く農林漁業者や商工業者等の個人、法人及びそれらで組織する団体	市内の他の事業者と連携して行う、地域資源の活用や地域課題の解決に資する事業の拡大や、販路の拡大等であること
	対馬どぶろく特区を活用した事業	市内に住所を置き、農業及び農家民宿、又は農園レストランを営んでいる者	次の要件をすべて満たすこと ①酒類製造免許を取得している又は取得しようとする者 ②原則として自ら生産した米を原料とすること
共 通	①市税等を滞納していない者 ②宗教活動や政治活動を目的としていない者		

3. 補助対象経費

事業計画書の収支予算書については、申請する事業に応じて次の項目に区分して記載すること。

(1) 共通事項

- ① 補助対象経費が、国、県等の他の補助金の対象となっていないこと
- ② 消費税、食糧費、土地代は補助対象外
- ③ 補助金額は1,000円未満切り捨て

(2) 地域経済循環創造事業

【補助金の額】上限2,500万円

※補助金額：融資額が1：1.5以上は上限3,500万円、1：2以上は上限5,000万円

項目	説明	例示
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事管理、建築工事、修繕及び購入に係る経費	設計委託料、管理委託料、建築工事費、電気・設備工事費、施設改修費等 ※用地取得費は対象外
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事管理、修繕、購入及びリースレンタルに係る経費	設備購入費、設計委託料、リースレンタル費等
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリースレンタル費	備品購入費、リースレンタル費

(3) 創業支援事業

【補助金の額】補助対象経費の3分の2以内、200万円を上限

項目	説明	例示
設備費	事業所開設に係る設備費	設備導入費
備品費	事業所開設に必要な備品費	備品購入費 ※1点あたりの価格が概ね2万円以上のもの
改修費	事業所開設に係る改修費	建物改修費等 ※用地・建物取得費は対象外
広告宣伝費	情報発信に必要な経費	事業所や商品の周知に必要な広告宣伝費 HPの立ち上げ等
研究開発費	事業に必要な研究開発費	成分分析費、市場調査費、専門家招聘に係る経費等
店舗等借入費	事業所等の賃借料	事業所の借上げに係る賃借料 ※敷金や礼金の類は対象外

委託料	事業を行うために必要な委託料	設計委託料 等
その他	事業開始に必要と認められる経費	創業・起業を行うためにどうしても必要であると認められる経費 ※消耗品の類や通常の事業所運営に必要な経費（光熱水費や通信費等）への支払いは対象外

（４）事業拡大支援事業（どぶろく特区活用事業以外）

【補助金の額】 補助対象経費の3分の2以内、200万円を上限

項 目	説 明	例 示
設備費	事業に必要な設備費	設備導入費
備品費	事業に必要な備品費	備品購入費 ※1点あたりの価格が概ね2万円以上のもの
改修費	事業に必要な改修費	建物改修費 等 ※用地・建物取得費は対象外
広告宣伝費	情報発信に必要な経費	事業所や商品の周知に必要な広告宣伝費 HPの立ち上げ 等
研究開発費	事業に必要な研究開発費	成分分析費、市場調査費、専門家招聘に係る経費等
店舗等借入費	事業所等の賃借料	事業所の借上げに係る賃借料 ※事業開始前からの既存の経費や敷金や礼金の類は対象外
委託料	事業を行うために必要な委託料	設計委託料 等
その他	事業に必要と認められる経費	事業を行うためにどうしても必要であると認められる経費 ※消耗品の類や通常の事業所運営に必要な経費（光熱水費や通信費等）への支払いは対象外

(5) 事業拡大支援事業（どぶろく特区活用事業分）

【補助金の額】 補助対象経費の3分の2以内、200万円を上限

項 目	説 明	例 示
設備費	醸造場の設備に係る経費	設備導入費
備品費	酒類製造に必要な備品の購入費	備品購入費 ※1点あたりの価格が概ね2万円以上のもの
改修費	醸造場の整備に係る経費	建物改修費 等 ※用地・建物取得費は対象外
広告宣伝費	情報発信に必要な経費	事業所や商品の周知に必要な広告宣伝費 HPの立ち上げ 等
研究開発費	試作に必要な経費等	成分分析費、市場調査費、専門家招聘に係る経費等
店舗等借入費	事業所等の賃借料	事業所の借上げに係る賃借料 ※事業開始前からの既存の経費や敷金や礼金の類は対象外
委託料	事業を行うために必要な委託料	設計委託料 等
原材料費	原材料の購入に係る経費	醸造（試作）に必要な原材料、資材の購入費
登録免許税	酒類製造免許の登録経費	登録免許税
その他	事業に必要と認められる経費	事業を行うためにどうしても必要であると認められる経費 ※消耗品の類や通常の事業所運営に必要な経費（光熱水費や通信費等）への支払いは対象外

4. 募集期間

令和2年7月31日（金）17時まで

5. 提出書類

下記の書類を、対馬市しまの力創生課に持参にてお申し込みください。

区 分	地域経済循環 創造事業	創業支援事業	備考
		事業拡大支援事業	
補助金交付申請書 (様式第1号)	○	○	
事業計画書(1) (様式第2号)	—	○	
事業計画書(2)~(4) (様式第2号)	—	○	追加資料添付可
収支予算(精算)書 (様式第3号)	○	○	根拠資料(見積 等) 添付
納税等状況確認同意書 (様式第4号)	○	○	個人のみ
市税の納税証明 (未納がない証明書)	○	○	法人のみ
国が定める様式	○	—	

※「○」は必ず提出する書類

6. 申込先及び問い合わせ先

〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地

対馬市 しまづくり推進部 しまの力創生課

電話：0920-53-6111

7. 補助金の採択審査

○締め切り日までに受け付けた申請の内、創業支援事業及び事業拡大支援事業は審査委員会において補助金の交付の適否を審査し、締め切り日の1カ月後を目処に申請者に通知します。審査委員会では、申請者自身により事業内容の説明を行っていただきます。なお、審査委員会は非公開です。

○地域経済循環創造事業については、国の審査での決定となります。

○人材育成支援事業は事業内容を市で審査し、予算の範囲内で申請順に交付決定を行います。

8. 留意事項

- 補助金の対象となる経費の発注・契約・支払いなどの行為は、市からの「補助金交付決定通知書」受領後に行ってください。受領前に行った行為の経費は、補助金の対象外となります。
- 補助事業を実施するなかで、補助事業の内容または経費の配分を変更する必要があるときは、事前に担当者に相談してください。市の承認がなく変更した場合、補助金の交付を取り消すこともあります。
- 補助金は、補助事業完了後に実績報告書の提出を受け、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで支給します。事業完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。ただし、事業完了前において必要がある場合には、支出が完了した部分について概算払いとして支給することができます。
- 補助事業者は、創業後の事業運営の状況を5年間（申請年度を含む）、事業実施状況報告書で報告していただきます。
- 補助事業に関係する帳簿は、5年間保存してください。

9. 審査の基準

下記の項目について審査を行い、加点方式で採点し採択の適否を判定します。

(1) 意義

事業に取り組む動機や目的、事業主の意欲など、その事業の意義について審査します。

(2) 公益性

対馬の資源を活用しているか、地域の課題の解決に繋がるか、新規の雇用があるか、地域の活性化に貢献するかなど、その事業の公益性について審査します。

(3) 独創性

新規・独自性があるか、創意工夫があるか、その事業や商品・サービス等が他の事業等と比較し優位性があるかなど、その事業の独創性について審査します。

(4) 実現可能性

事業の内容が具体的であるか、販路や仕入れ先が確保されているか、売上や経費の根拠が明確で収益が見込めるかなど、その事業の実現可能性について審査します。

(5) 継続性

創業後も一定の収入が見込めるか、将来の更に発展が見込めるか、リスクの回避はできるかなど、事業開始後の継続・発展性について審査します。

(6) 有効性

補助事業の内容や規模が適切であるかなど、補助事業の有効性について審査します。